



埼玉県報

第3046号
平成30年(2018年)
10月16日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし（青少年課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例のあらまし（障害者福祉推進課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（都市整備政策課）
- 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例のあらまし（田園都市づくり課）
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）
- 埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし（住宅課）

条例

- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（青少年課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（障害者福祉推進課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（都市整備政策課）
- 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（田園都市づくり課）
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例（住宅課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 石油ストーブに関する落札者等の公示（入札課）
- 平成30年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示（農業支援課）
- 県道越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）

平成 30 年(2018 年)10 月 16 日

- 県道越谷流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（青少年課）

一 趣旨

いわゆるJKビジネスの営業に関する規制を行うとともに、青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止等をするための改正

二 内容

(一) いわゆるJKビジネスの営業に関する規制

ア 規制の対象

客の性的好奇心をそそるおそれのある役務として次のいずれかの役務の提供を行う者を有害役務営業者として定義し、規制の対象とする。

- (ア) 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務の提供
- (イ) 専ら客に異性の姿態を見せる役務の提供
- (ウ) 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務の提供
- (エ) 飲食をさせる営業で、従業員が専ら異性の客に接するものうち、青少年が接客することを連想させる衣服を接客する従業員が着用するもの等又は青少年が接客することを連想させる文字や絵などを店名、広告に使用しているもの

イ 有害役務営業に係る禁止行為等

(ア) 青少年を客に接する業務に従事させること又は青少年を客とすることの

禁止

- (イ) 勧誘行為等の禁止
- (ウ) 青少年の立入禁止表示等の義務付け
- (エ) 従業者名簿の備え付けの義務付け

ウ 営業停止命令

(ア) 知事は、有害役務営業者が禁止行為を行っている場合又は義務違反をしている場合、中止命令等を行うことができる。

(イ) 知事は、有害役務営業者が中止命令等に違反した場合、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命令することができる。

エ 立入調査

知事は、有害役務営業に係る立入調査を行うことができる。

オ 罰則

禁止行為、営業停止命令等に違反した場合には罰則

(二) いわゆる自画撮りの要求に対する規制

ア 禁止行為

青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止する。

イ 罰則

青少年に対し、欺き、威迫し又は困惑させる等の不当な方法により児童ポルノ等の提供を求めた場合には罰則

(三) 罰則の引上げ

ア 立入調査の妨害等をした場合の罰則を二十万円以下の罰金に引上げ

イ 青少年に対する淫らな性行為等の禁止に違反した場合の罰則を二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に引上げ

三 施行期日

平成三十一年四月一日。ただし、二(二)は平成三十年十二月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（障害者福祉推進課）

一 趣旨

埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて、新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する就労定着支援を行うとともに、その使用料の額を定める必要があるため、改正

二 内容

- (一) 障害者総合支援法第五条第十五項に規定する就労定着支援を行うための規定の整備
- (二) 就労定着支援の使用料の額を定める規定の整備
- (三) その他の規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（都市整備政策課）

一 趣旨

埼玉県屋外広告物条例及び建築基準法の一部改正に伴う、規定の整備をするための改正。

二 内容

- (一) 埼玉県屋外広告物条例の一部改正に伴う規定の整備
- (二) 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備

三 施行期日

二(一)については埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第三十七号）の施行の日

二(二)については公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（田園都市づくり課）

一 趣旨

屋外広告物法の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を、景観行政団体である熊谷市が処理することとする。

二 内容

埼玉県屋外広告物条例第二十七条の二に熊谷市を加える。これにより、熊谷市は次の事務に係る条例を制定することができる。

- (一) 禁止地域、禁止物件の指定
- (二) 広告物の面積、色彩等に関する制限
- (三) 違反広告物に対する措置の事務手続き 等

三 施行期日

条例公布の日から一年以内において規則で定める日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

建築基準法上の接道規制について、一定の基準に適合し知事が認めるものについて適用除外する等の規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正に伴い、特別仮設興行場等建築許可申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設

建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 二万七千円

特別仮設興行場等建築許可申請手数料 十六万円

イ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（住宅課）

一 趣旨

社会情勢の変化を踏まえ、特定公共賃貸住宅の一部を県営住宅に準ずる住宅とするための改正

二 内容

- (一) 埼玉県特別県営住宅条例に、県営住宅に準ずる住宅を追加
- (二) 規定の整備

三 施行期日

平成三十一年一月一日

条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十四号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の四号を加える。

- 十一 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。
 - 十二 店舗型有害役務営業 店舗を設けて役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、次に掲げるもの（風適法第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。
 - イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
 - ロ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業
 - ハ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業
 - ニ 客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するものうち、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 客に接する業務に従事する者が性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの
 - (2) 青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを客に接する業務に従事する者が着用するもの
 - (3) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業を行う場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの
 - 十三 無店舗型有害役務営業 人を派遣して役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、前号イからハまでに掲げるもの（風適法第二条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。
 - 十四 有害役務営業者 有害役務営業を営む者をいう。
- 第四条中「国」の下に「、他の都道府県」を加える。
- 第十七条の三の次に次の五条を加える。
- （有害役務営業者の禁止行為）

第十七条の四 店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
- 二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

2 無店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
- 二 受付所（第三条第十二号イからハまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）を設けて営む場合にあつては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。

三 青少年を客とすること。

（有害役務営業に係る勧誘行為等の禁止）

第十七条の五 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- 二 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
- 三 青少年に対し、有害役務営業に係る広告又は宣伝の用に供される文書、図画その他の物（第六号において「宣伝文書等」という。）を頒布すること。
- 四 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
- 五 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
- 六 宣伝文書等を青少年に頒布させること。

（有害役務営業に係る青少年の立入禁止表示等）

第十七条の六 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁止する旨の表示をしなければならない。

- 一 店舗型有害役務営業 営業所
- 二 無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所

2 有害役務営業者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならぬ。

- 一 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立入りを禁止する旨

- 二 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁止する旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所への青少年の立入りを禁止する旨

（有害役務営業に係る従業者名簿）

第十七条の七 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に係る業務に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかなければならない。

一 店舗型有害役務営業 営業所

二 無店舗型有害役務営業 事務所（事務所のない者にあつては、住所。第二十六条第一項第六号において「事務所」という。）

（有害役務営業者に対する命令）

第十七条の八 知事は、有害役務営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該有害役務営業に関し第十七条の四から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務営業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務営業者が、前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務営業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。第十九条の二の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第十九条の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項及び第五項第二号において同じ。）その他の記録をいう。第二十九条第三号において同じ。）の提供を求めてはならない。

第二十一条の四第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）」を削る。

第二十三条の二中「若しくは第十七条第一項」を、「第十七条第一項若しくは第十七条の八第一項」に改める。

第二十五条第一項第三号中「第十一条の二第二項」を「第三条第十二号ニ(1)から(3)まで、第十一条の二第二項」に改め、同項第四号中「又は第十七条第一項」を「

第十七条第一項又は第十七条の八第一項若しくは第二項」に改める。

第二十六条第一項中「質問させる」を「質問させ、若しくは資料を提出させる」に改め、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 店舗型有害役務営業の営業所

六 無店舗型有害役務営業の事務所、受付所又は待機所（客の依頼を受けて派遣される第三条第十二号イからハマまでに規定する役務を行う者を待機させるための施設をいう。）

第二十八条中「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十八条の二を第二十八条の四とし、第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条の二 第十七条の八第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の三 第十七条の四第一項又は第二項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条第一号中「第十七条の三第一項」の下に「、第十七条の五（第三号に係る部分を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 第十九条の三の規定に違反して、次に掲げる行為を行った者

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第二十六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第三十条第三号中「第十六条第三項」の下に「、第十七条の六」を加え、同条第四号を削る。

第三十一条中「第十七条の二」の下に「、第十七条の四第一項若しくは第二項（第

一号又は第二号に係る部分に限る。)、第十七条の五(第三号に係る部分を除く。))を加える。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条の二の次に一条を加える改正規定、第二十一条の四第一項の改正規定及び第二十九条に一号を加える改正規定は、平成三十年十二月一日から施行する。

2 改正後の第三条第十二号ニ(1)から(3)までの規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

条 例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十五号

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「平成十七年法律第二百二十三号」の下に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 センターは、障害者総合支援法第五条第十五項に規定する就労定着支援を行う施設とする。

第六条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第一障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（短期入所、施設入所支援、自立訓練及び就労移行支援に限る。）の項区分の欄中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に、「及び就労移行支援」を「、就労移行支援及び就労定着支援」に改め、同項金額の欄中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第十四項第一号市町村の欄中「熊谷市、」を削り、同項第二号市町村の欄中「春日部市」を「熊谷市、春日部市」に改める。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第十八条第二十四項第一号」の下に「、第四十三条第二項第一号」を加え、「第四十三条第一項」を「第四十三条第二項第二号」に、「第八十五条第三項及び第五項」を「第八十五条第三項、第五項及び第六項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第十四項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄の改正規定 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第三十七号）の施行の日

二 別表第二十三項第二号事務の欄の改正規定 公布の日

条 例

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十七号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「春日部市」を「熊谷市、春日部市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十八号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第二項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第五十六条の四を次のように改める。

（敷地と道路との関係）

第五十六条の四 建築物の敷地は、道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。次条第一項を除き、以下この章において同じ。）に二メートル以上接しなればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと知事が認めるものについては、この限りでない。

- 一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全に必要な法第四十三条第二項第一号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し同号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するもの
- 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の法第四十三条第二項第二号に規定する国土交通省令で定める基準に適合する建築物

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十九号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第六十八号」を「第七十号」に改め、同条第二十号中「第六十九号」を「第七十一号」に改め、同条第二十一号中「第七十号」を「第七十二号」に改め、同条第二十二号中「第七十一号」を「第七十三号」に改め、同条第二十三号中「第七十二号」を「第七十四号」に改め、同条第二十四号中「第七十三号」を「第七十五号」に改め、同条第二十五号中「第七十四号」を「第七十六号」に改め、同条第二十六号中「第七十七号」を「第七十九号」に改める。

別表都市整備部の項第一号中「第六六号イ及び第六十一号イ」を「第六九号イ及び第六十四号イ」に改め、同項第五号中「第六号ハ、第六六号ハ及び第六十一号ハ」を「第六三号ハ、第六九号ハ及び第六十四号ハ」に改め、同項中第六十六号を第六十八号とし、第六十五号を第六十七号とし、同項第六十四号中「第六十一号金額の欄イ」を「第六十四号金額の欄イ」に、「第六十一号金額の欄ロ」を「第六十四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第六十三号を第六十五号とし、第六十二号を第六十四号とし、第六十一号を第六十三号とし、同項第六十号中「第六十五号」を「第六十八号」に改め、同号を同項第六十二号とし、同項第六九号中「第六六号金額の欄イ」を「第六九号金額の欄イ」に、「第六九号金額の欄ロ」に、「第六六号金額の欄ロ」を「第六九号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第六十一号とし、同項中第六十八号を第六十号とし、第六十七号を第六九号とし、同項第六六号中「第六十七号」を「第六十号」に改め、同号を同項第六八号とし、同項第六五号を第六七号とし、第六四号を第六六号とし、同項第六三号中「第六号金額の欄イ」を「第六三号金額の欄イ」に、「第六号金額の欄ロ」を「第六三号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第六二号を第六四号とし、第六一号を第六三号とし、同項第六号金額の欄イ中「第六一号」を「第六四号」に、「第六二号」を「第六五号」に改め、同欄ロ中「第六一号」を「第六四号」に改め、同号を同項第六二号とし、同項中第六十九号を第六一号とし、第五十三号から第九十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五十二号中「仮設建築物の」を「仮

設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同項第五十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十四 建築基準法第八十五条第六項の規定に基づく特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	十六万円
--	-------------------	------

別表都市整備部の項中第五十一号を第五十二号とし、第十七号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 建築基準法第四十三条第二項第一号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	二万七千円
--	-------------------------	-------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百九十二号を第三百九十四号とし、第三百十九号から第三百九十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三百十八号中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同項第三百十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百二十 特別仮設興行場等建築許可申請手数料	
------------------------	--

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百十七号を第三百十八号とし、第二百八十号から第三百十六号までを一号ずつ繰り下げ、第

二百七十九号の次に次の一号を加える。

二百八十 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料

附則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十号

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 丁種住宅 居室三及び居間、台所兼食堂を有する特別県営住宅をいう。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 丁種住宅

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号の丁種住宅は、特別県営住宅のうち、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）に基づき設置される住宅と同様の目的により設置する住宅をいう。

第五条各号列記以外の部分中「特別県営住宅」の下に「（第三条第一項第一号から第三号までに掲げる住宅に限る。以下この条から第八条までにおいて同じ。）」を加える。

第六条第二項第一号中「（昭和二十六年法律第九十三号）」を削る。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 公営住宅法第三十五条、第三十九条、第四十条及び第四十二条並びに県営住宅条例第五条から第四十三条まで及び第五十三条から第五十九条までの規定は、特別県営住宅（第三条第一項第四号に掲げる住宅に限る。）の管理について準用する。この場合において、県営住宅条例第五十四条の二中「第六十条の適用を受ける」とあるのは、「指定管理者が行う」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する県営住宅条例第五十五条に規定する指定管理者が同項において準用する同条各号に掲げる業務を行う場合における第四条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 前項に規定する場合における第一項において準用する県営住宅条例第五条、第六条、第八条から第十条まで、第十一条（各号列記以外の部分に限る。）、第十二条から第十六条の二まで、第二十条第四項、第二十二条から第二十五条まで、第二十八条から第二十九条の二まで、第三十条第一項、第三十五条、第三十七条、

第三十九条、第四十三条、第五十三条及び第五十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、県営住宅条例第二十条第四項中「その日」とあるのは「知事がその日」と、県営住宅条例第四十条の二第一項第一号中「において、法第四十四条第三項の承認を得て」とあるのは「において、」とする。

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成三十年十月十六日（火）から同年十一月五日（月）まで

五 採用予定月

平成三十一年三月下旬から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成三十年十一月十一日（日）又は同月十二日（月）のいずれか指定された日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第千百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
石油ストーブ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 学校予算・経理指導担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 9 月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原商店
埼玉県川口市栄町 1 丁目10番22号
- 5 落札金額
38,664,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年 7 月27日

告 示

埼玉県告示第千百六号

平成三十年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第千七百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷花田複合店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二番地三、二番地四、二番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

取締役社長 田中敬士

東京都港区芝浦一丁目二番三号

（変更後）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

取締役社長 神代顕彰

東京都港区芝浦一丁目二番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八

しまむら株式会社 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

（変更後）株式会社ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八

しまむら株式会社 代表取締役 北島常好

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十八日

二 縦覧期間

平成三十年十月十六日から平成三十一年二月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十六日から平成三十一年二月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千八百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任し
た者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 飯塚精一 埼玉県羽生市北二丁目二番四号

同 堀口喜司 同 大字上岩瀬二千六百七十五番地一

同 今井義郎 同 同 上川俣千四百四十二番地

同 吉岡榮市 同 同 秀安百十五番地

同 坂田修一 同 同 北荻島七百十番地

同 五月女行一 同 同 今泉千百五十二番地

同 奥澤武 同 同 三田ヶ谷五百二十四番地

同 田口政夫 同 同 堤五百四十二番地一

同 三井保男 同 同 加須市大越六百十二番地

同 小林良照 同 同 中樋遣川千七百十番地

同 内田清 同 同 不動岡千六百八番地

同 田村喜成 同 同 下三俣千八百八十八番地

同 大竹義男 同 同 杓子木四百五十四番地

同 吉澤安夫 同 同 細間千九十九番地

同 染谷博 同 同 北平野二百二十三番地一

同 丸山辰夫 同 同 中渡六十番地一

同 橋本武雄 同 同 久喜市高柳九百九十七番地

同 山田加藏 同 同 栗橋千四百五番地

同 遠藤伸一 同 同 中里千百九十八番地

同 遠藤伸一 同 同 羽生市大字下手子林三百九十四番地

同 松村邦雄 同 同 加須市多門寺百九十四番地

同 籠宮博 同 同 久喜市新井四百二番地一

員外理事 野本陽一 同 加須市久下三丁目四百三十一番地

同 大橋良一 同 同 川口千六百三十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	飯塚精一	埼玉県羽生市北二丁目二番四号
同	奈良原良夫	同 大字下岩瀬四百六十四番地
同	今井義郎	同 同 上川俣千百四十二番地
同	吉岡榮市	同 同 秀安百十五番地
同	坂田修一	同 同 北荻島七百十番地
同	杉山裕	同 同 藤井上組百三十三番地
同	河田昌	同 同 三田夕谷二百七十二番地
同	尾上隆男	同 同 下村君二千三百二十二番地一
同	三井保男	同 同 加須市大越六百十二番地
同	齊藤香	同 同 上樋遣川三千七百十七番地
同	矢嶋正夫	同 同 下谷七十三番地
同	田村喜成	同 同 下三俣千百八十八番地
同	大竹義男	同 同 杓子木四百五十四番地
同	吉澤安夫	同 同 細間千九十九番地
同	蓮見功	同 同 琴寄八百二十四番地
同	丸山辰夫	同 同 中渡六十番地一
同	金井榮治	同 同 久喜市佐間四百八十四番地
同	山田加藏	同 同 栗橋千四百五番地
同	山田達雄	同 同 中里五十二番地
監事	塩原隆夫	羽生市大字喜右エ門新田千五百四番地イ号
同	谷川幸夫	加須市杓子木三百六十五番地
同	籠宮博	久喜市新井四百二番地一
員外理事	野本陽一	加須市久下三丁目四百三十一番地
同	大橋良一	同 川口千六百三十三番地

告 示

埼玉県告示第千百九号

平成三十年台風第二十四号の暴風雨による災害を平成三十年十月十六日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
吉川市大字吉川字屋敷付一五 四一番一地从り同市大字吉 川字屋敷付一五一六番七地先 まで		区 間
二五・〇〇〃 三九・五〇	二五・〇〇〃 二八・一〇	敷地の幅員 (メートル)
四三・七〇	三七・二八	(メートル) 延 長
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>吉川市大字吉川字屋敷付一五四一番一地从先から 同市大字吉川字屋敷付一五一六番七地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年十月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>ある。</p>	<p>備考 平成三十年十月十六日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第九号 で告示した道路予定区 域の一部の供用開始で ある。</p>

告 示

埼玉県選管告示第三十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年十月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年十月二十二日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 専決処分の承認を求めることについて

イ 小林栢間土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関する規定
に關して意見を述べることについて

ウ 羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙
に關する規定に關して意見を述べることについて

エ その他